水野執行部集大成

〜青税五十年の歴史を学び、未来を語ろう!〜

July.15.2017 No. 1

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

165



会長退任挨拶

 $P.3 \sim 4$

この一年を振り返って

- 会長 **水野**

誠

各部長一年間を振り返って ――

- P.5~8

日税連・日税政との懇談会 ---------- P.8~12

法対情報

—— P.12~14

法対策部活動報告 -

- 法対策部部長 妹尾 明宏

ご案内

第50回名古屋大会

2017年8月5日(土)

会場:定期総会・懇親会

ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

皆様の参加をお待ちしております

全青税ホームページアドレス http://www.aozei.com

金昼昼低跑跑

「変化に挑戦、未来に繋ぐ」

I はじめに

期待と不安で始まった全国青税執行部も、気付けば退任のあいさつをさせていただく時期となりました。1年という時間の短さを感じる以上に、本当に密度の濃い1年であったことを実感しています。

さて、この1年間の世界を取 り巻く環境を振り返りますと、 イギリスのEU離脱の議論、ア メリカでのトランプ大統領就任 など保護主義が台頭し、また、 北朝鮮の核実験や頻発するミサ イル発射、止まらない中国の海 洋進出などに象徴される利己的 な国家運営が目立ちます。他方 で、わが国の税制においても、 平成29年度税制改正で目玉と された配偶者控除では、積み重 ねた議論とは真逆ともいえる政 治的な決着となりました。税の 基本原則はもちろん、政府税 調、与党税調の議論すらも無視 するかのごとく、選挙対策といっ た利己的な動機で、政府主導で 強引に改正される傾向が年々強 まっているように感じます。こ のような環境下において、全国 青税として、目指すべき制度の 実現に向けて、その変化への対 応力を試されていると思います。 議論の先鋭化とともに、実現に 向けて適時的な、効果的な行動 が何かを考えてきました。ここ で、この一年間に取り組んでき

た事業内容について、ご紹介させていただきたいと思います。

Ⅱ 法対策活動について

1 税理士制度

活動の1つ目の柱は税理士制度についてです。次なる税理士 法改正のベースとなる税理士制



度の将来像についての議論が中 心となりました。その前提とし て、1月には、神奈川青税会員 で日税連制度部長の長谷川博会 員をお招きし、出廷陳述権と職 業倫理をテーマに、税理士の資 質について理解を深めました。 続く2月にはマネーフォワード 辻庸介社長をお招きして、昨今、 話題となっている「フィンテック・ AIの進展と税理士の未来像」と いうテーマでパネルディスカッ ションを行いました。話題には なっているものの、触れる機会 は少なかった税理士業界を取り 巻く新しい科学技術について、 その進化と限界の見極めを正し く、冷静に行うことで、税理士 とは何かという存在意義を考え

会 長 水野 誠

るきっかけにもなりました。

これらを踏まえて、3月仙台、4月名古屋において、部員以外でも議論に参加できる拡大法対策部会を開催し、総力戦で議論を開始しました。将来を語るにふさわしい"青年"を冠する当連盟だからこそ、これまでの固定概念にとらわれずに議論を行うことができるものと思います。ぜひ、レポートもご確認ください。

2 税制

2つ目の柱は税制についてで す。特に消費税において、延期 された税率の引上げとともに導 入される予定となっている複数 税率、適格請求書等保存方式 は、低所得者対策には極めて効 果が薄く、非効率であるにも関 わらず、事業者を中心とした納 税者に過度の負担を押し付ける 仕組みであることは、皆様ご承 知の通りです。ここで、適格請 求書等保存方式については、突 如、大綱に記載されたこともあ り、そもそもの我々の理解を深 める必要があると考えました。 そこで、東京で開催された韓国 税務士考試会の皆様との合同勉 強会のテーマを「両国の税理士 業務の実態~インボイス制度等 に関するクライアントとの対応 ~」としました。韓国で約40年 間利用されているインボイス制 度の実態としては、様々な背景 によって、番号制度が不可欠な ものとして定着していることな

どもあり、決定的に制度背景が 異なるため、今の日本の状況と 単純に比べることが難しいのか も知れません。その上で、むし ろ公平な税制に繋がるのではな いかという問題提起を受けたこ と、税務士の主要な業務がイン ボイスに関するものに集約され ているなどといった話が印象的 でした。

また、2月には税制改正意見 書を日税連宛に提出していま す。あるべき税制を考えるにあ たっては、公平・中立・簡素と いう税の三原則に基づきつつ、 ①国民主権にふさわしい租税制 度としての納税者権利擁護の視 点、②公平な税制としての応能 負担原則の視点、そして③青年 税理士としてのわが国の将来像 を見据えた視点という3つの視 点を重視して作成しています。 毎年項目が増加し続ける税制改 正意見書を、青税の色が濃く反 映された意見とすべく、ゼロベー スで見直して、項目を絞って作 成しています。なお、取り上げ なかったその他の項目について も、今後の検討項目として、引 継ぎ資料として取りまとめてい ます。

3 納税環境整備

3つ目の柱は納税環境整備です。税理士という専門家である以上、「納税者の権利擁護」は当然に追及すべきものです。そのために最も重要と考えられる、国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章の制定については、近年の国税通則法改正も踏まえながら、今一度、確認し、理解を共有しました。また、「納税者の権利擁護」のための具体的な実践として、税理士制度の項目でも触れておりますが、出

廷陳述権についての研修を行っています。

また、平成29年度税制改正で突如として入り込んだ国税犯則調査手続きの国税通則法への編入について、国会での議論や説明を促すよう日税連宛に要望書を提出しています。

4 活動

以上の3つの柱について、議 論を進めるだけではなく、実現 に向けていかに行動を行うかも 重視しました。まず、民進党 税制調査会メンバーと懇談会を 行ったことが例年にない活動で した。テーマとして、納税者権 利憲章、軽減税率・インボイス、 租税特別措置法の見直し、所得 税基礎控除等の見直し、分離課 税の見直しなどテーマを絞って 議論を行いました。また、自民 党については、与党ですので、 さすがに自民党税制調査会を呼 ぶことはできませんでしたが、 税制のみならず、自身も税理士 であり税理士制度にも詳しい、 また政権にも近い西田昌司議員 に対し、複数税率廃止の可能性 について自民党内の可能性を確 認するべく質疑を行っています。

Ⅲ 震災関連

昨年4月に発生しました熊本 地震では、多くの方が被災され ました。一日も早く日常生活に 戻れることを祈念しています。 不幸中の幸いとして、当連盟の 会員からの被災報告はありましたが、このような災害に 対したが、このような災害に 対して、青年税理士の集団であ る当連盟とした。限られた人員 かを考えました。限られた人員 と予算で事前準備もなく現地に 行くことよりも、今後、あらゆ る機会で、会員がいつ被災地支 援の現場に行っても困らないように、準備をしておくことが効果的であると考え、神戸において、被災地支援の実態について 理事研修を開催しました。

IVおわりに

昭和42年7月に創立されまし た当連盟は、今年度50周年の 節目を迎えました。50年間と いう長い歴史は、我々を取り巻 く環境を変化させるには十分な 年月であったと思います。「変 化に挑戦、未来に繋ぐ」と掲げ させていただいたテーマの通り、 変化に対応すべく挑戦を続ける ことが、規約前文にある税理士 像を実践することであり、未来 に繋げていくべきものと確信し ています。この1年間、理事会 や各事業において、たくさんの 皆様にご参加いただき、ともに 議論をさせていただきました。 私自身の力不足を埋め合わせて 余りある優秀な執行部や理事会 メンバーと熱い議論を続けてこ られましたのも、会員の皆様の ご支援のおかげです。素晴らし い仲間とともに最高の時間を共 有させていただけたことに、心 からの感謝を申し上げますとと もに、次年度執行部への変わら ぬご支援をお願い申し上げまし て、退任のあいさつとさせてい ただきます。



一年を振り返って ~各部長編~



総務部

部長 前田信哉

(神奈川)

一年間総務部長を務めさせていただきました神奈川青税の前田です。総務部の仕事は、理事会の準備、議事録の作成、事務局の運営、諸会議の出席、総会議案書の作成etc.と多岐にわたりましたが、関係者のご協力を頂きながらなんとか務めることができたこと感謝申し上げます。

本年度、総務部の一番のト ピックは、「事務局移転」でした。 長年慣れ親しんだ「代々木リビ ン」が老朽化により取り壊すこ とになり、引越しを余儀なくされました。引越し作業の中で何十年も前の議事録を発見するなど、全青税の長い歴史を感じることができました。理事会には毎回40人以上の理事・単位青税代表に出席いただくことができましたが、いずれも開催地の単位青税の方々には多大なるご協力を頂きました事、改めて感謝申し上げます。

昨年の広報誌に福島前会長の 退任挨拶で、「青税は一年で執 行部が入れ替わるところに組織の活力の源泉がある」とありましたが、まさしくその通りで山田前総務部長から引き継いだタスキを次期総務部長につなぎ、次年度以降も円滑に会務が行えるように見守っていきたいと思います。

最後に、昨年の7月から勤務 された事務局員の山縣さんにも 多々私の無理なお願いにもご対 応頂きましたこと、この場を借 りて御礼申し上げます。



経理部

部長 高橋千亜紀

(東京)

経理部長を拝命してから、 あっという間の一年間でした。 全国青税の皆様からはあたたか いご協力をいただきましたこと、 心より御礼申し上げます。

全国青税のあらゆる活動は、 会員一人ひとりの貴重な会費から運営されていること、そして 会費を集める大変さを身に染み た一年だけに、意味あることに 使われているかをご報告する大 切さも改めて感じております。

経理部長職を引き継いだ当初 は、戸惑うことも多く、私で務 まるのだろうか・・・と、いささか荷が重く感じた始まりでしたが、執行部の皆様、歴代経理部長の皆様に助けられながら、無事に職責を全うできそうです。終わりを迎えてみれば、やりがいのある、また、とても楽しい思い出も残る仕事でした。昨年11月に、ソウルで開催された韓国税務士考試会の定時総会に参加させていただいたこと、12月の日本税理士会連合会執行部との懇談会に参加したこと等、数多くの貴重な経験もさせ

ていただきました。

2016年度はおかげさまで有 意義な一年間となりましたこと を感謝しつつ、今後の執行部の 皆様のご活躍を祈念してお別れ の言葉とさせていただきます。 ありがとうございました。





研究部

部長市川公一

(岐阜)

研究部長を務めさせていただきました、岐阜青税の市川公一です。

神奈川青税開催の前回シンポジウムが28年11月12日(土)に終了し、28年12月くらいから本格的に活動を始めました。大沢前研究部長、前シンポジウムの準備本当にお疲れさまでした。その神奈川理事会から29年2月の名古屋理事会までに全体テーマを決めるまで、岐阜青税の新行戸元会長はじめ岐阜青税の執行

部中心に話し合い、全国青税の皆様と話し合いながら、全体テーマを決めました。『消費税再考~今後の消費税を考える~』というテーマに決めましたが、消費税のついては論点が少ない点が心配でしたが研究してみると論点もたくさんあり、消費税率アップが延期された時期にもう一度、勉強したい気持ちになりました。

29年11月11日(土)岐阜都ホ テルにて開催されますが、当日 は是非たくさんの方々に岐阜の 地までお越しいただきたいと思います。残り5カ月程度ですが、 美濃島実行委員長とともにしっ かり準備をして運営側として細 かい点を決めていきたいと思い ます。当日の懇親会も楽しみに していて下さい!!29年11月 11日(土)岐阜にて皆様のお越 しを心よりお待ちしております。



組織部

部長 三 谷 智

(近畿)

今年の組織部は「単位青税の 組織力強化と単位青税の新規加 入」を目指し、組織拡大会議の 開催、未入会単位青税との交流 を行いました。

組織拡大会議においては、各 単位青税から組織活動状況についての報告を受け、意見交換を 行いました。その活動は各単位 青税それぞれ異なるため、成功 事例や活動ノウハウなどの「情 報共有」は今後も必要であると 痛感するとともに、各単位青税 ともに喫緊の課題である「組織 の維持拡大」に今後も生かされ ていくと期待が持てる会議とな りました。

次に未入会単位青税との接触

状況と方法について検討致しま した。今年度も単位青税の新規 加入を目指し、未入会単位青税 へ交流の依頼を行いましたが、 現状非常に厳しいものがありま す。なぜなら、未加入青税はそ の地域に根付いた活動を主とし ているため、全青税への加入や 交流は検討されておりません。 しかし、ここであきらめれば前 には進めません。そこで、ここ 数年の接触をもとに本年度も長 崎青年税理士青志会と交流を図 り、全青税の魅力を伝えてまい りました。6月には広島青年税 理士クラブ、岡山青税との懇談 も予定しています。すぐに結果 が出るものではありませんが、

全青税の活動をより知っていた だき、まずは友好団体から、個 人会員からでも、少しずつ組織 拡大ができるよう、残りの任期 全力で努めてまいります。

最後に、全青税の組織拡大は 組織部だけの力では成し遂げら れません。次年度以降も会員ひ とりひとりが組織部の一員とし て活動頂きますことをお願いし、 退任のご挨拶と致します。1年 間ありがとうございました。





厚生部

部長松田匡司

(千葉)

全国青年税理士連盟・厚生部 長を仰せつかってから早一年が 経とうとしております。私の厚 生部長としての役割は、理事会 後に開催される懇親会の進行を 行うことでした。お店の手配や 会費の集金は、開催地の各単位 会の方々に行っていただいたため、事前準備の必要がなく大変 助かりました。事前準備に関わっ ていただいた皆様に、この場を 借りて厚く御礼申し上げます。

司会進行にあたっては、慣れ ない部分もあり、不手際もあり ましたが、懇親会参加の皆様の ご協力により、無事一年のお役 目を終えることが出来そうです。

懇親会では恒例となりました 初参加者の自己紹介ですが、こ れが理事会のメインイベントと なるように、多くの会員に参加 して頂き、交流の輪を拡げてい けたらと思います。

理事会においては真剣に議論を交わし、懇親会では腹を割った話をするという全青の良き伝統のなかで、多くの会員と会話をさせていたただいたのは、私

にとってかけがいのない財産となりました。全青において、今後もこの良き伝統が引き継がれていくことを期待しております。

最後になりますが、部員の皆様、会員の皆様の力をお借りし、 なんとか1年間厚生部長として の役割を無事務めることができました。どうもありがとうございました。



国際部

部長土屋広高

(個人)

水野執行部にて国際部長の任 を命じられてからあっという間 の1年間でした。国際部のメイ ンの事業である韓国税務士考試 会との勉強会は韓国と日本で交 互に開催されます。今年は日本 開催の年で、事前資料の翻訳、 会場の確保、通訳の手配といっ た準備を経て、当日沢山の考試 会会員を迎え、消費税制度につ いての勉強会を無事行うことが できました。事前準備は、部員 の協力により事なきを得ました が、当日の考試会会員からの質 問に対して、その場で回答する というミッションは本当に冷や 冷やしました。隣にいた法対策

部の妹尾部長に大いに助けられましたが、自分の回答で何故か笑いが取れたのが良い思い出です(回答は頓珍漢だったかもしれませんが。笑)。妹尾部長に助けられたお礼の意味と自分の勉強不足を思い知ったため、後半は法対策部会にも参加し、消費税制度に関する部分を中心に議論に加えていただいたつもりが、何故か国犯法に食いついた私がいたのは内緒の話です。

11月には考試会の総会にも 参加させていただき、韓国式の 歓迎を受け、とても楽しいひと 時を過ごすことができました。

国際部は、他国の状況を生で

知る機会を会員の皆様へ提供する部です。費用もかかりましたが、本年も有意義な情報を提供することができたと思っています。今後も有意義な情報を会員へお伝えできるよう次年度へと引き継いで参りたいと思います。一年間ありがとうございました。





広報部

部長 泉 昌宏

(埼玉)

広報部長を拝命してから、 あっと言う間に一年が経ちました。年3回の広報誌を無事皆様 へお届けできるようにと、緊張 感を持って臨んだ一年でした。 原稿執筆にご協力いただいた皆 様、ゲラチェックにご協力いた だいた部員の皆様にこの場をお

借りして、御礼申し上げます。 本当にありがとうございました。

ホームページをチェックされている方はお気づきかと思いますが、高井ホームページ運営委員長を中心に、最新情報を素早くホームページやブログにアップして下さっていました。広報

誌ではできないタイムリーな情報提供を行っていただき、大変感謝しております。今後も全国青税の活動状況を発信している広報誌とホームページをより多くの方にチェックしてもらえるとうれしい限りです。一年間どうもありがとうございました。

日税連との懇談会

平成28年12月2日(金)日本税理士会館

広報部長 泉 昌宏

平成28年12月2日(金)日本税理士会館 において、日本税理士会連合会(以下「日税連」 という)の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは髙田副会長、和田専務理事、 杉田専務理事、瀬上専務理事、河合総務部長 が出席して開催となった。 今年度のテーマは税理士制度、税制改正、納税環境整備の三本柱で行った。以下にその要旨を掲載する。

なお内容については字数の制約により要約・ 意訳しているところがある旨をご理解いただ きたい。

■髙田副会長のあいさつ

神津会長が欠席となったがご 勘弁いただきたい。日税連が言 うことを聞いてくれない等ある かと思うが、昔から故人も自分 の思い通りにならないことが人 間を成長させるものになると

間を成長させるものになると

髙田日税連副会長

言っているので、その辺を踏ま えていただきたい。

■水野会長のあいさつ

神津会長が欠席なのは残念だ が、神津会長へは意見書等で 我々の意見を引き続き伝えてい きたい。税理士制度を良くした



水野会長

いという点ではお互い共通だと 思う。今後の会務に反映してい ただけることがあればありがた い。

1. 税理十制度

妹尾法対策部長(以下「妹尾」):

パートを分けて意見交換させ ていただく。まず、税理士制 度に関して、未来予想から話 をさせていただきたい。

芳賀税理士業務研究委員長(以下「芳賀」):最近話題のAIについて、オックスフォード大学の論文で、10年後にAIに代替可能な職業の中に税務



冒頭挨拶をする水野会長

申告書代行者があった。これ が引用され、税理士の仕事が 無くなるともいわれている。 人工知能が税理士業務に与え る影響について調べているが、 日税連の方でも何か研究・対 策をされているのか。まず、 こちらで調べていることを情 報共有させていただく。今後、 AIの進化は分野ごとに進む と言われている。2030年に 汎用AIが出現するともいわ れ、2045年には全人類全て の知識を凌駕する人工知能が できるともいわれており、こ れを技術的特異点 = シンギュ ラリティーと呼んでいる。こ の時にはほとんどすべての仕 事がなくなるそうである。税 理士制度は申告納税制度が ベースになっているが、全部 データが連動してしまえば、 申告納税制度も税理士もいら ないというようなことにもな りかねない。そのような時代 になってくれば、税理士に頼 むのは一部の人になってくる のではないのかという危惧を 持っている。

妹尾:我々はマネーフォワード と freee にコンタクトをとっ ている。freee では全60万事 業所と契約をし、その仕訳 データを全部クラウドで集約 し、そのビッグデータに基づ き自動仕訳がなされるとのこ とである。情報全部をfreeeが握るような恰好になっており、そのビッグデータが大きな武器になっていくわけである。今後税理士制度を考えるうえで、大きな一つのテーマかと思う。

瀬上専務理事:中小企業対策部で検討している。また、会計べンダーがどのような動きをしているのかを調べている。ただ、ベンダーごとにが定とにそれ取り扱い、考え方が消遣とが、ないかので、意見交換はしていまなので、意見交換としている。銀行のデータは、単純に読み取った後に判断が必要であるため、そこは税理士でないと。

杉田専務理事:オックスフォード論文で代替可能性が低い業種には、例えば経営コンサルタントなど、相談とかアイディアを出す職種がある。税理士の業務では、付随業務の会計はどんどん便利になっていくかもしれないが、税務相談は取って代わることはできないと思う。

芳賀:人工知能は、学習と判断 と推論ができるものなので、 判断は逆に得意分野である。 人工知能はデータベースを全 部暗記しているような状態で 判断するので、税理士が税務 判断するよりも正確なことを 人工知能の方ができてしまう 可能性もあると思う。

髙田副会長:今のAI産業の進展を止めることはできない。 今何をすべきなのか、AIの 調査をして、どうやったら乗り切れるかを研究したほうが良いと思う。国税庁でもフィンテックの勉強を一生懸命しているみたいなので、我々も負けずにやろう。

妹尾:次は若者の税理士試験や 会計離れの話題に移らせてい ただく。

高橋税理士制度対策委員長(以下「高橋」):昨年、ホームページの刷新により、若者に対する情報発信も変わっていくという話があり、実際にウェブコミックが2話まで出た。若者に対して税理士の仕事を知ってもらうツールと思うが、その辺りについて聞きたい。

杉田専務理事:若い人に税理士 がどんな仕事をしているのか を知ってほしいという広報が 中心で、どうすれば若い人に 普及する内容になるのかを検 討しながら作っている。

冨川:税理士になろうと思っていない若者がホームページを見るのか疑問がある。ウェブコミックのターゲット、今後の告知方法について聞きたい。

亀川:税理士試験は他の試験と



河合日税連総務部長



杉田日税連専務理事

比べても非常に受験期間が長い。先ほどのオックスフォード大学論文の今後10年でなくなる仕事という話もある。この状況では、苦労してまで目指さなくなってしまうと思う。

手塚: 税理士試験離れについて、若手の意見として、東京青税でアンケートを取った。その中では、日税連のホームページは納税者向きではないといったところが出てきた。税理士という仕事を誰に知らせたいのかと、国民のための税理士であるので、国民のためにアピールしていくべきと思う。

杉田専務理事:税理士向けの内容がメインのところがあるので、ここに税理士の職業案内を付け加えたり、寄附講座に行った時に学生へパンフレットを配ったり、ちょっとでも税理士の職業の内容を知っていただくようにしている。

和田専務理事:先ほどホームページの話が出ていたが、今考えているのは何にも興味がない人に税理士という職業があること、魅力があることをどうやってアピールするかが必要だ。

水野会長:税理士試験離れという問題も、その延長線上に税 理士制度がどうあるべきか、 試験制度がどうあるべきかと いう話で考えるべき。

妹尾:ここで、公認会計士の指 定研修について話をさせてい ただきたい。

高橋:平成26年改正の話になるが、国税審議会の議事録は 拝見したが、ここの議事録に 載っていないものの、重要な 議論になったポイントがあれ ば、ぜひ教えていただきたい。

杉田専務理事:内容的には全部 議事録の通りだが、雰囲気と しては国税審議会メンバーが 公認会計士協会に非常に圧力 かけてやっとこういうことに なった、それが議事録にない こと。

高橋:指定研修の官報が公告されて、中身をみると重大な事情変更がない限り変わらないとなっているが、変わる可能性があるのか。

杉田専務理事: 税理士試験の合格者と質の面で同等性が保てるかどうかというのが1つ、2つ目がそのように運営されているかという透明性が確保されているかが議論の中心である。

高橋:日税連として今度の税理 士法改正に反省すべき点、生 かすべき点と、今度は日税連 としては税理士制度をどう変 えていきたいのかを教えてい ただきたい。

杉田専務理事:税理士制度は国 民のためだと言っているわけ で、それから考えると会計士 が本当に税理士としての資質 があるのかというのがメイン である。

高田副会長:こちらの税政連と 先方の税政連と話し合って、 結局これくらいで落ち着こう ということでまとまり、主税 局が条文を作って、今回の改正に至ったという話である。 公認会計士になったときに、 世界的にみて税法ができない 公認会計士は受け入れがたい ということで、指定研修に落 ち着いたということである。

水野:公認会計士の指定研修の 質を上げれば、公認会計士の 名のもとで税務業務をという 議論にもつながりかねない結果になった。タタキ台からずっ と意見をしてきたが、日税連 は、青税に限らず会員の意見 を反映することは無かった。 一連の流れとともに、日税連 の組織そのもののあり方、意 思決定過程を検証していただ きたい。

高田副会長:10年後20年後は あなた方の時代なので、その 時に今の考えに注意しながら やっていただきたい。

2. 税制改正

妹尾:税制に関しては、立法過程の透明性についてと消費税の軽減税率インボイス制度、BEPS関連の話をさせていただきたい。

田中:立法過程について問題意 識を伺いたいが、夏の参議院 議員選挙の前に、消費税の軽 減税率の引き上げ再延期を決 定され、また与党税制調査会 で配偶者控除の見直しに関し ては、政府税制調査会の議論



瀬上日税連専務理事

とはかけ離れた決着になりつつあると思われる。政治判断が優先されている立法過程に関して危機意識を持っているが、そのような問題意識を持っているか。

瀬上専務理事:立法は国会において国会議員が決めることであって、国会議員がどうなのかが一番だと思われる。我は努力するがそれ以上はできない。理想論はあるが、最後は政治家が決める、その過程が法令通りにやっているかどうかが問題なのではないかと思われる。

高田副会長:税制については、 日税連としては建議をし、国 会議員の方からも話をしても らうという連携を行うことに よって、税制改正について主 税局から日税連に意見を聞い てもらえるようになった。

妹尾:国会で審議する前に総理 大臣の一言で消費税が延期に なってしまうのは選挙対策の 税制となり、本来の税の理論 がゆがめられているという危 機意識を持っている。

田中:日税連としては積極的に 建議権を行使していただきた い。

テーマを変えて、消費税の 軽減税率とインボイスに関し ての日税連としての立場を再 確認したい。平成31年の実 際の導入に向かって改めて軽



和田日税連専務理事

減税率に関して反対の姿勢は変わらないのかという確認と、 今後どのような動きを考えているかをお伺いしたい。また、 インボイス制度の件に関して、 電子インボイスの方向性が見 えていることが出てくるということを含めてご検討いただ きたい。

瀬上専務理事:まず軽減税率に ついては、単一税率維持を強 く主張している。法案が通っ ているという事実があるもの の、期間がまだあるので、今 もなお要望している。インボ イスについては、インボイス 方式でなくてもできるのでは ないのか、納税者の事務負担 をかけてはいけないのではな いか、そして免税事業者を排 除してはいけないのではない かということを財務省と中小 企業庁に対し主張し、国会議 員にも同じようなことを要望 している。

髙田副会長:最後まであきらめ ませんが、軽減税率がなくな ればインボイスはなくなると 思う。

田中:BEPSに関する報道につ いて、日本経済新聞の記事で は、企業及び富裕層に租税回 避策を指南する税理士に仕組 みの開示を義務付ける制度作 りも議論するという記載がさ れている。国民に対して、税 理士は租税回避策を指南する ものだという誤解を与えるの ではないか。そもそもこの制 度では、質問検査権の前に開 示義務が導入されるため疑問 もある。国際取引を使った租 税回避については理解もでき るが、司法の場での解決が担 保されている国内取引に関し

ても、同じ理論で適用される のはおかしい。

瀬上専務理事:国際課税の問題 は大企業だけでなく富裕層に も広がってきたということが 要だ。安心して我が国の企業 の海外活動ができることも 要だが、タックスへイブンと 利用した課税逃れについては、 国際的ルールを構築する必ず がある。新聞記事の件は、説 明をしてもらった。その時き 後見ていくという状況だ。ま だ意見を述べる段階ではない。

3. 納稅環境整備

妹尾:納税環境整備に関して、 納税者権利憲章について聞き ない。

石澤:今年提出の建議書、昨年 までの4年間分の建議書には 納税環境整備その他の欄で、 国税通則法の目的条項の改正 と納税者憲章の制定が入って いた。実際に日税連では納税 者憲章、納税者権利憲章、国 税通則法の目的条項の改正 は、どのような形で議論が進 んでいるのか。

瀬上専務理事:納税環境整備ということで、国税通則法が改正されて、税務調査手続きが変わった。昨年の改正もあり、かなり整備されてきている。ただ、最初の頃の納税者の権利という部分はいまだ直っていない。建議書の中にも、一つは一条に権利を入れるという話、納税者憲章を入れなさいと言っている。

石澤:マイナンバーに関して、 事業者にかかる負担が大きい と思われるが、日税連の中で どのような意見があるのかをお聞きしたい。

和田専務理事:よりよいマイナポータルの使い方を考えて、政府と協議をしている。逐一国税庁と内閣官房と意見交換している。

石澤:個人事業者番号について 建議書で書かれているが、実際に個人事業者番号に関して どのように実現していくとい う考えか聞かせてほしい。

瀬上専務理事:個人事業者も、 人格なき社団のように申請す ることで番号を取ることがで きないのかということを積極 的に要望している。

水野:マイナンバーの運用では、 先行する諸外国のなりすまし 問題に対応するために、本人 確認を厳重に設計したことが あだになり、事業者に対する 過度の負担になっていると思う。個人情報を取らず番号だけを収集する運用も検討いただきたい。



全青税執行部

法対情報

法対策部活動報告

た。

法对策部部長 妹尾明宏(名古屋)



はじめに

2016年度の法対策部は、税理士制度対策委員会(委員長:高橋紀充会員/東京)、税制対策委員会(委員長:田中慎会員/近畿)、納税環境整備委員会(委員長:石澤健太会員/神奈川)及び初めての設置となる税理士業務研究委員会(芳賀保則/東京)の4つの委員会を設けて「国民のための税理士制度の確立」、「国民のための租税制度の改善」に向けて議論を交わし、懇談会の開催や意見書の提出などの活動を行った。

この1年を通じて行った活動 につき、私見も交えて報告する。

1. 民進党国会議員意見 交換会

9月28日、古川元久議員始め 民進党の税制調査会構成メン バーを中心に国会議員7名にご 参集頂き税制に関する意見交換 会を行った。納税者権利憲章に ついて、民主党政権時代に制定 を目指したその想いは変わらず、 我々とこの点で意見は一致した ものの、現政権下での制定には 課題が多いことを改めて確認し た。また消費税の複数税率反対 であることでも意見の一致をみ た。その他、租税特別措置の見 直し、所得税の所得控除や分離 課税の見直しについては、応 能負担原則の考えを貫く我々と 政治家の考え方の相違が見られ

2. BEPSに関する意見書

当年度は、BEPSプロジェクト最終報告を受けた議論が税制調査会で行われ、新聞報道でもパナマ文書に端を発した国際的な租税回避行為について多く取り上げられるなど注目されている。新聞報道では、税理士が租税回避行為に加担しているよう報道を招く表現も出て国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対して国民に対している。

また、納税者及び税理士等に大きな影響を及ぼすと考えられるBEPS行動計画12「タックスプランニングの義務的開示制度」は、導入の見通しはまだ先であるものの議論が始まっている。

税制調査会等では国内外を問わないタックスプランニングについて議論が進んでおり、納税者の負担とならないよう意見書を取りまとめて与党及び日税連に提出した。

3. 日本税理士会連合会 との懇談会

12月2日に日税連執行部との 懇談会を開催した。前日及び当 日午前中に全青執行部、単位青 税代表等が集合し打合せを行っ た。懇談内容については同広報 誌の日税連懇談会の記録をご覧 いただきたい。目新しい議題と してはAIを取り上げた。日税 連としてもまだあまり研究・対 応が進んでいないようである。 若手税理士の集まりである我々 が、日税連に先んじて税理士制 度に与える影響等を今後も先頭 に立って議論、研究していくべ き分野であると考える。また、 前年度に引続き税理士試験の受 験者数減少に関連して、若手の 現状等を伝えつつ、より効果的 なPRを展開いただくよう主張 した。平成26年度税理士法改 正については、改正に至るプロ セスへの問題点を指摘し、詳細 が公告された指定研修について 国税審議会が指定の妥当性を改 めて確認する「重大な事情変更」 について確認したが、国税審議 会の議事録以上のことは特段な く、今度の動向を注視したい。 税制については、消費税軽減税

 $\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond$

率の導入反対の意思確認と、税制改正プロセスそのものに関して、近年の税制改正では政治判断が優先される状況が見られることへの問題を指摘した。

4. 税制改正に関する要 望書

2月20日、日税連に平成30 年度税制改正に関する要望書を 提出した。要望書は田中委員長 を中心に、8月の法対策部会か ら具体的な議論をはじめ、理事 会では2回の協議を経たのち審 議承認されて完成した。立法を 透明化・可視化し、応能負担原 則を基礎とした公平な税制確立 のため、特に重要と考え主張し たい項目に絞って議論し、要望 書を作成している。内容として、 消費税の複数税率、インボイス 制度の導入反対は10月1日に行 われた韓国税務士考試会との勉 強会も踏まえて内容を充実させ ており、廃止に向けて今後も活 動しなければならない項目であ る。また、国民の納税者意識が 低い要因でもある年末調整制度 の段階的な廃止、平成29年度 税制改正である災害税制の更な る充実、BEPS行動計画12の国 内への拡大適用反対は当年度重 視した項目のひとつである。当 年度は、法対策部員が各個人で 担当項目を検討するのではなく チーム単位での進行を基本とし た。部会ではワークショップ形 な議論を行い、メーリングリストの積極的な活用を通して、部員一人ひとりがすべての項目に携わり、全員が内容を把握した要望書を作成することができた。なお、当年度の議論や過去の要望の精査等を行い次年度の要望書作成につながるよう整理を行っている。

5. 社会保障・税番号制 度への対応

社会保障・税番号制度が平成 28年から運用開始となり、ま ずは実務的な問題の洗い出しに 努めた。意見書提出には至らな かったが、個人番号の利用範囲 拡大への懸念等、今後も注視し なくてはならない。2月20日、 番号制度に関連して国税庁の特 定個人情報保護評価書に対する パブリックコメントに対して意 見を提出した。国税庁だけでは ないが、過去に重大な情報漏え い事件が発生している状況で対 策が十分であるとしていること には疑問が残り、問題があると 言わざるを得ない。この状況下 で事業者へ過度な負担を強いて いる制度はゼロベースで見直す べきであり、今後も見直しに向 けた活動を行う必要があろう。

6. 国税犯則手続きに関 する改正への対応

2月20日、国税犯則手続きの 国税通則法編入に関して意見書 を提出した。平成29年度税制

 $\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond\Diamond$

事務局移転のお知らせ

式を採るなど今までにない活発

平成29年2月に事務局が下記住所へ移転しました。 なお、電話番号等に変更はありません。 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F (総務部長 前田 信哉)

 \Diamond

改正により国税犯則手続きが国 税通則法に編入されることと なったが、国税通則法編入の議 論は十分とは言い難く、国会に おいて議論、国民への説明を求 める意見をした。国税通則法へ の編入が国民に与える影響につ いては今後も研究、注視が必要 である。

7. 税理士制度の将来像

1月22日、日税連制度部長の 長谷川博氏を招いて補佐人に関する研修会を行った。税理士補 佐人の実務に加え、弁護士を引 合いに職業倫理についてもご講 義頂いた。次いで2月11日には、 フィンテック・AIの進展と税理 士の未来像と題して研修会及び パネルディスカッションを行っ た。講師・パネラーとして㈱マネーフォワード辻庸介氏を招き、水野会長、高橋委員長、私もパネラーとして、芳賀委員長進行により税理士の業務への影響についてディスカッションを行った。この他、税理士業務研究委員会では弥生㈱とfreee(㈱にもコンタクトを取り情報集積に努めた。

前述の研修やディスカッションも踏まえた形で、3月25日及び26日に仙台、4月15日に名古屋において計3日にわたり法対策部員以外の会員の参加も頂いてミーティングを行った。税理士制度の将来像をメインテーマに①税理士の「資格、資格取得」、②税理士の「権利・義務、資質維持」、③税理士会(機構

改革・自治権)の3つの分科会に分かれて議論し、その結果をレポートとして取りまとめた。レポートはホームページに掲載する予定である(本原稿執筆時点)。今回のレポートは「答え」を出すものではなく、議論そのものと意見集約として会員の生の声を反映している。この発展に向けた今後の活動の一助となると考えている。

おわりに

以上、新たな委員会も設けた 当年度は幅の広い活動を精力的 に行った。地理的に集まる機会 も多くない中で、毎月の部会や 合宿形式でのミーティングなど、 多くの部員に参加して頂き、ま たメール等でも意見を頂戴した。 活動の中心となって頂がた委員 長、部会等で積極的に発言、議 論頂いた部員の皆様、理事会で の協議、審議にご協力くださっ た理事の皆様に感謝を申し上 げ、報告の結びとしたい。

商公が号

今回は、現執行部による 1年間のまとめのコメント と、日税連執行部との懇談 会を中心にお送りしまし た。今号が私の編集する最 後の広報誌となります。皆 様のおかげで何とか任務を 全うすることができました。 どうもありがとうござい ました。

それでは、8月5日の名 古屋大会でお会いしましょ う。

広報部長 泉 昌宏

